

原議保存期間	5年(令和13年3月31日まで)
有効期間	一種(令和13年3月31日まで)

警視庁生活安全部長
各道府県警察本部長
(参考送付先)
警察大学校生活安全教養部長
皇宮警察本部副本部長
各管区警察局広域調整担当部長
各方面本部長

警察庁丁人少発第223号、丁生企発第118号
令和8年3月5日
警察庁生活安全局人身安全・少年課長
警察庁生活安全局生活安全企画課長

ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う探偵業者に対する周知等について（通達）

ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第83号。以下「改正法」という。）が令和7年12月10日に公布され、ストーカー行為等の相手方に係る一定の情報を提供するおそれがある場合の措置に関する規定の整備に関するものが令和8年3月10日から施行されるところ、各道府県警察にあっては、下記の事項を踏まえた上で、同規定による通知等について、探偵業者に対する周知等に努められたい。

なお、一般社団法人日本調査業協会及び全国調査業協同組合に対しては、別添のとおり加盟業者に対する周知を依頼しているので、参考とされたい。

記

- 1 ストーカー行為等の相手方に係る一定の情報を提供するおそれがある者への通知等の概要等（ストーカー規制法第6条第2項）

ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号。以下「ストーカー規制法」という。）では、改正法による改正前の第6条（改正法による改正後の同条第1項）において、ある者がストーカー行為等をするおそれがある者であることを知りながら、その者に対し、ストーカー行為等の相手方に係る一定の情報（ストーカー行為等の相手方の氏名、住所その他の当該ストーカー行為等の相手方に係る情報でストーカー行為等をするために必要となるもの）を提供する行為は既に禁止されていた。

しかし、探偵業者を含む第三者からストーカー行為等の相手方の避難先の住居や現に所在する場所の情報提供を受けた者が、当該相手方にストーカー行為等をしたり、危害を加えたりする事案が後を絶たず、情報提供の相手方がストーカー行為等をするおそれがある者であることを知らないで情報提供を行ってしまう事例も見られた。

こうした状況を踏まえ、ストーカー規制法第6条第1項の実効性を担保するため、改正法により同条第2項を新設し、警察から、警告等を受けた者であって現にストーカー行為等をするおそれがあるものに対してストーカー行為等の相手方に係る一定の情報を提供するおそれがある者に対し、当該情報提供の相手方がストーカー行為等をするおそれがある者であることを通知して、当該提供を行わないよう求めることができることとしている。

もとより、探偵業者については、探偵業の業務の適正化に関する法律（平

成18年法律第60号。以下「探偵業法」という。)において、

- 「人の生活の平穩を害する等個人の権利利益を侵害することがないようにならなければならない」こと（第6条）
- 「依頼者と探偵業務を行う契約を締結しようとするときは、当該依頼者から、当該探偵業務に係る調査の結果を犯罪行為、違法な差別的取扱いその他の違法な行為のために用いない旨を示す書面の交付を受けなければならない」こと（第7条）
- 「探偵業務に係る調査の結果が犯罪行為、違法な差別的取扱いその他の違法な行為のために用いられることを知ったときは、当該探偵業務を行ってはならない」こと（第9条）

などが定められているところ、ストーカー規制法第6条第2項の規定による通知等によって、探偵業者が、情報提供の相手方がストーカー行為等をするおそれがある者であることを認識し、当該情報提供を中止することで、探偵業者がストーカー行為等に利用されることを防止することができるため、同項の規定による通知等は適正な探偵業務に資するものである。

2 探偵業者に対する周知等

各都道府県警察にあっては、人身安全関連事案担当部署と探偵業担当部署が連携し、各種講習会、立入検査、探偵業の開始、変更の届出時等のあらゆる機会を通じて、管内の探偵業者に対し、別添資料を活用しつつ、1に記載のストーカー規制法第6条第2項の規定による通知等の概要等について周知するとともに、次のとおり、教示・協力依頼を行うこと。

- ストーカー行為等をするおそれがある者であることを知りながら、その者に対し、ストーカー行為等の相手方に係る一定の情報の提供を行うことはストーカー規制法第6条第1項で禁止されていること。
- 探偵業者がストーカー規制法第6条第1項に違反した場合、探偵業法に基づく営業停止等の行政処分の対象となり得ること。
- ストーカー規制法第6条第1項に違反して情報提供をする行為は、当該情報提供を受けた者がストーカー行為等をした場合には、ストーカー規制法違反の幫助等に当たり得るものであり、実際、これまでに情報提供行為をした探偵業者が検挙された事例もあること。
- ストーカー規制法第6条第2項の規定による通知等を適切に実施するため、警察から探偵業者に対し、依頼者等の情報の開示を求める場合があること。
- 探偵業者において、依頼者の言動等から、当該依頼者がストーカー行為等をするおそれがある者である疑いが生じた場合は、警察に相談してもらいたいこと。

警察庁丁人少発第221号
警察庁丁生企発第120号
令和8年3月5日

一般社団法人日本調査業協会会長 殿

警察庁生活安全局人身安全・少年課長
警察庁生活安全局生活安全企画課長

ストーカー被害の防止のための加盟業者に対する周知について（依頼）

ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第83号。以下「改正法」という。）が令和7年12月10日に公布され、ストーカー行為等の相手方に係る一定の情報を提供するおそれがある場合の措置に関する規定の整備に関するものが令和8年3月10日から施行されます。

つきましては、下記の事項について御理解いただくとともに、ストーカー被害の防止に御協力いただきますよう、貴協会から加盟の各業者に対する周知方よろしくお願い申し上げます。

記

- 1 ストーカー行為等の相手方に係る一定の情報を提供するおそれがある者への通知等の概要等（ストーカー規制法第6条第2項）

ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号。以下「ストーカー規制法」という。）では、改正法による改正前の第6条（改正法による改正後の同条第1項）において、ある者がストーカー行為等をするおそれがある者であることを知りながら、その者に対し、ストーカー行為等の相手方に係る一定の情報（ストーカー行為等の相手方の氏名、住所その他の当該ストーカー行為等の相手方に係る情報でストーカー行為等をするために必要となるもの）を提供する行為は既に禁止されていました。

しかし、探偵業者を含む第三者からストーカー行為等の相手方の避難先の住居や現に所在する場所の情報提供を受けた者が、当該相手方にストーカー行為等をしたり、危害を加えたりする事案が後を絶たず、情報提供の相手方がストーカー行為等をするおそれがある者であることを知らないで情報提供を行ってしまう事例も見られました。

こうした状況を踏まえ、ストーカー規制法第6条第1項の実効性を担保するため、改正法により同条第2項を新設し、警察から、警告等を受けた者であって現にストーカー行為等をするおそれがある者に対してストーカー行為等の相手方に係る一定の情報を提供するおそれがある者に対し、当該情報提供の相手方がストーカー行為等をするおそれがある者であることを通知して、当該提供を行わないよう求めることができることとしています。

もとより、探偵業者については、探偵業の業務の適正化に関する法律（平成18年法律第60号。以下「探偵業法」という。）において、

- 「人の生活の平穏を害する等個人の権利利益を侵害することがないようにならなければならない」こと（第6条）

- 「依頼者と探偵業務を行う契約を締結しようとするときは、当該依頼者から、当該探偵業務に係る調査の結果を犯罪行為、違法な差別的取扱いその他の違法な行為のために用いない旨を示す書面の交付を受けなければならない」こと（第7条）
- 「探偵業務に係る調査の結果が犯罪行為、違法な差別的取扱いその他の違法な行為のために用いられることを知ったときは、当該探偵業務を行ってはならない」こと（第9条）

などが定められているところ、ストーカー規制法第6条第2項の規定による通知等によって、探偵業者が、情報提供の相手方がストーカー行為等をするおそれがある者であることを認識し、当該情報提供を中止することで、探偵業者がストーカー行為等に利用されることを防止することができるため、同項の規定による通知等は適正な探偵業務に資するものです。

2 加盟の各業者に対する周知

1に記載のストーカー規制法第6条第2項の規定による通知等の概要等について、別添資料も御活用いただき、加盟の各業者に対する周知をお願いいたします。その際、併せて次の事項についても周知をお願いいたします。

- ストーカー行為等をするおそれがある者であることを知りながら、その者に対し、ストーカー行為等の相手方に係る一定の情報の提供を行うことはストーカー規制法第6条第1項で禁止されていること。
- 探偵業者がストーカー規制法第6条第1項に違反した場合、探偵業法に基づく営業停止等の行政処分の対象となり得ること。
- ストーカー規制法第6条第1項に違反して情報提供をする行為は、当該情報提供を受けた者がストーカー行為等をした場合には、ストーカー規制法違反の幫助等に当たり得るものであり、実際、これまでに情報提供行為をした探偵業者が検挙された事例もあること。
- ストーカー規制法第6条第2項の規定による通知等を適切に実施するため、警察から探偵業者に対し、依頼者等の情報の開示を求める場合があること。
- 探偵業者において、依頼者の言動等から、当該依頼者がストーカー行為等をするおそれがある者である疑いが生じた場合は、警察に相談してもらいたいこと。

警察庁丁人少発第222号
警察庁丁生企発第119号
令和8年3月5日

全国調査業協同組合理事長 殿

警察庁生活安全局人身安全・少年課長
警察庁生活安全局生活安全企画課長

ストーカー被害の防止のための加盟業者に対する周知について（依頼）

ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第83号。以下「改正法」という。）が令和7年12月10日に公布され、ストーカー行為等の相手方に係る一定の情報を提供するおそれがある場合の措置に関する規定の整備に関するものが令和8年3月10日から施行されます。

つきましては、下記の事項について御理解いただくとともに、ストーカー被害の防止に御協力いただきますよう、貴組合から加盟の各業者に対する周知方よろしくお願い申し上げます。

記

- 1 ストーカー行為等の相手方に係る一定の情報を提供するおそれがある者への通知等の概要等（ストーカー規制法第6条第2項）

ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号。以下「ストーカー規制法」という。）では、改正法による改正前の第6条（改正法による改正後の同条第1項）において、ある者がストーカー行為等をするおそれがある者であることを知りながら、その者に対し、ストーカー行為等の相手方に係る一定の情報（ストーカー行為等の相手方の氏名、住所その他の当該ストーカー行為等の相手方に係る情報でストーカー行為等をするために必要となるもの）を提供する行為は既に禁止されていました。

しかし、探偵業者を含む第三者からストーカー行為等の相手方の避難先の住居や現に所在する場所の情報提供を受けた者が、当該相手方にストーカー行為等をしたり、危害を加えたりする事案が後を絶たず、情報提供の相手方がストーカー行為等をするおそれがある者であることを知らないで情報提供を行ってしまう事例も見られました。

こうした状況を踏まえ、ストーカー規制法第6条第1項の実効性を担保するため、改正法により同条第2項を新設し、警察から、警告等を受けた者であって現にストーカー行為等をするおそれがある者に対してストーカー行為等の相手方に係る一定の情報を提供するおそれがある者に対し、当該情報提供の相手方がストーカー行為等をするおそれがある者であることを通知して、当該提供を行わないよう求めることができることとしています。

もとより、探偵業者については、探偵業の業務の適正化に関する法律（平成18年法律第60号。以下「探偵業法」という。）において、

- 「人の生活の平穏を害する等個人の権利利益を侵害することがないようにならなければならない」こと（第6条）

- 「依頼者と探偵業務を行う契約を締結しようとするときは、当該依頼者から、当該探偵業務に係る調査の結果を犯罪行為、違法な差別的取扱いその他の違法な行為のために用いない旨を示す書面の交付を受けなければならない」こと（第7条）
- 「探偵業務に係る調査の結果が犯罪行為、違法な差別的取扱いその他の違法な行為のために用いられることを知ったときは、当該探偵業務を行ってはならない」こと（第9条）

などが定められているところ、ストーカー規制法第6条第2項の規定による通知等によって、探偵業者が、情報提供の相手方がストーカー行為等をするおそれがある者であることを認識し、当該情報提供を中止することで、探偵業者がストーカー行為等に利用されることを防止することができるため、同項の規定による通知等は適正な探偵業務に資するものです。

2 加盟の各業者に対する周知

1に記載のストーカー規制法第6条第2項の規定による通知等の概要等について、別添資料も御活用いただき、加盟の各業者に対する周知をお願いいたします。その際、併せて次の事項についても周知をお願いいたします。

- ストーカー行為等をするおそれがある者であることを知りながら、その者に対し、ストーカー行為等の相手方に係る一定の情報の提供を行うことはストーカー規制法第6条第1項で禁止されていること。
- 探偵業者がストーカー規制法第6条第1項に違反した場合、探偵業法に基づく営業停止等の行政処分の対象となり得ること。
- ストーカー規制法第6条第1項に違反して情報提供をする行為は、当該情報提供を受けた者がストーカー行為等をした場合には、ストーカー規制法違反の幫助等に当たり得るものであり、実際、これまでに情報提供行為をした探偵業者が検挙された事例もあること。
- ストーカー規制法第6条第2項の規定による通知等を適切に実施するため、警察から探偵業者に対し、依頼者等の情報の開示を求める場合があること。
- 探偵業者において、依頼者の言動等から、当該依頼者がストーカー行為等をするおそれがある者である疑いが生じた場合は、警察に相談してもらいたいこと。

探偵業者の皆様へ

ストーカーに加担しないために

背景

- 探偵業者を含む第三者からストーカー行為等の相手方の避難先の住居や現に所在する場所の**情報提供を受けた者が**、当該相手方にストーカー行為等をした**り、危害を加えたりする事案が後を絶ちません。**
- 情報提供の相手方がストーカー行為等をするおそれがある者であることを**知らないで情報提供を行ってしまう事例も見られます。**

ストーカー規制法第6条の概要等

第1項

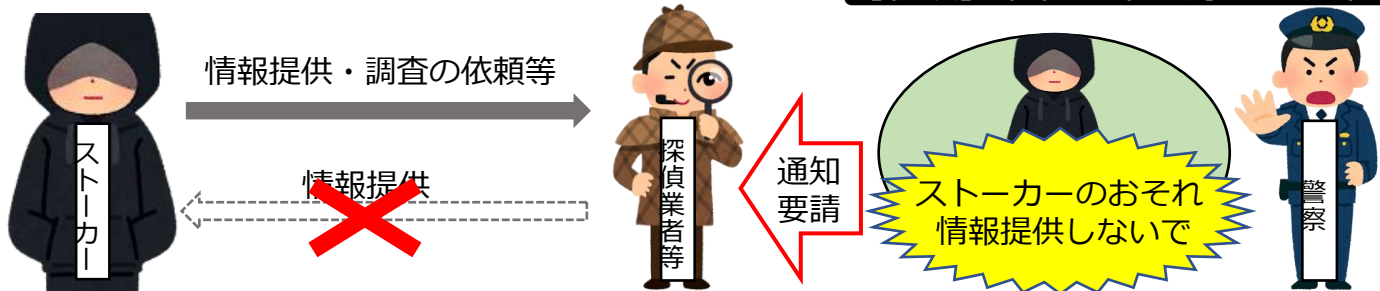
ある者がストーカー行為等をするおそれがある者であることを知りながら、その者に対し、**ストーカー行為等の相手方に係る一定の情報※を提供する行為は禁止**されています。

※ ストーカー行為等の相手方の氏名及び住所のほか、通学先・勤務先・避難先等の情報、通勤・通学の経路、電話番号、メールアドレス、SNSのアカウント名、使用車両の車両番号、駐車場所等

第2項

警察から、警告等を受けた者であって現にストーカー行為等をするおそれがある者に対してストーカー行為等の相手方に係る一定の情報を提供するおそれがある者に対し、当該**情報提供の相手方がストーカー行為等をするおそれがある者であることを通知**して、当該提供を行わないよう**求める**ことができます。

【新設】令和8年3月10日施行



探偵業者等に情報提供の相手方がストーカー行為等をするおそれがある者であることを知らせることで、**探偵業者がストーカーに利用されることを防ぎます。**

ストーカー被害防止に御協力ください

- ストーカー規制法第6条第1項に違反した場合、**探偵業法に基づく営業停止等の行政処分の対象**となり得ます。
- ストーカー規制法第6条第1項に違反して**情報提供をする行為は**、当該情報提供を受けた者がストーカー行為等をした場合には、**ストーカー規制法違反の助等**に当たり得ます（実際、これまでに**情報提供行為をした探偵業者が検挙された事例**もあります。）。
- ストーカー規制法第6条第2項の規定による**通知等を適切に実施するため**、警察から探偵業者に対し、**依頼者等の情報の開示を求める**場合があります。
- 探偵業者において、依頼者の言動等から、当該依頼者がストーカー行為等をするおそれがある者である**疑いが生じた場合は**、**警察に相談**してください。

警察庁 都道府県警察